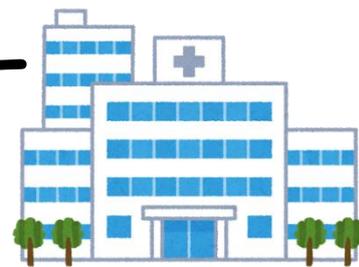


令和7年度（2025年度）

吹田市通院困難者タクシー クーポン券を交付します



対象者

以下の4点にすべて該当する方

(1) 要介護1～5の認定を受けている方

(2) 市内在住で在宅の65歳以上の方

(病院に入院されている方は退院してからの申請となります。入院中は対象外です。)

(3) 市民税が世帯非課税であること

※生活保護受給者は交付対象外です。

(4) 吹田市重度障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けていない方

※重度障がい者福祉タクシー利用券の対象者で、利用券の交付を希望される方は、障がい福祉室で申請手続きを行ってください。

次の施設に入所している方は対象外です

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・特定施設入居者生活介護を提供する施設

交付枚数

申請月により、交付枚数が異なります。

申請月とクーポン券交付枚数			
3月 及び 4月		24枚	
5月	22枚	10月	12枚
6月	20枚	11月	10枚
7月	18枚	12月	8枚
8月	16枚	1月	6枚
9月	14枚	2月	4枚



使用方法

クーポン券使用期間は交付日から令和8年3月末まで

① 名前が確認できる書類（介護保険被保険者証等）を

タクシー乗務員に支払い時に提示し、②クーポン券を提出してください。

通院のためのタクシー乗車1回で1枚につき、660円助成します。

◎運賃が660円未満の場合→1枚使用することができます。



おつりは出ません

◎運賃が660円以上の場合→660円ごとに1枚使用することができます。

クーポン券の合計額と運賃の差額は自己負担です。

●クーポン券の交付を受けるには申請が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

申請手続き

申請は、本人若しくは代理人の郵送又は持参により受け付けます（※65歳の誕生日の前月から申請可）。
交付審査には、通常2週間程度要しますことを御留意ください。

（必要書類の提出が不足している等の理由により、2週間以上必要な場合もあります）

◎郵送の際は、申請書に必ず介護保険被保険者証の写しを添えて申請してください。

◎窓口での申請時に必要な書類は次のとおりです。

窓口に来られる方	申請時に必要なもの
対象者本人	申請書 介護保険被保険者証（原本または写し）
親族・その他	申請書 介護保険被保険者証（原本または写し）

※申請用紙は
市ホームページから
ダウンロードできます。

※吹田市において課税状況が確認できない方は、非課税世帯に属する者であることを証する書類の提出が必要となります。

申請書の配布・受付窓口

名称	所在地	名称	所在地
吹一・吹六 地域包括支援センター	内本町2-2-12 内本町コミュニティセンター内	亥の子谷 地域包括支援センター	山田西1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内
吹三・東 地域包括支援センター	幸町22-5 ハピネスさんあい内	山田 地域包括支援センター	山田東2-31-5 グループホームたんばぽ内
片山 地域包括支援センター	山手町1-1-1 高寿園内	千里丘 地域包括支援センター	長野東12-32 ケア21千里丘内
岸部 地域包括支援センター	岸部北1-24-2 ウエルハウス協和内	桃山台・竹見台 地域包括支援センター	津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5階
南吹田 地域包括支援センター	穂波町21-23-103	佐竹台・高野台 地域包括支援センター	佐竹台2-3-1 青藍荘内
豊津・江坂 地域包括支援センター	江坂町4-20-1 エバークグリーン内	古江台・青山台 地域包括支援センター	古江台3-9-3 シャロン千里内
千里山東・佐井寺 地域包括支援センター	千里山高塚2-11	津雲台・藤白台 地域包括支援センター	津雲台4-7-2 介護老人保健施設つくも内
千里山西 地域包括支援センター	千里山西1-41-15 コート千里山Ⅲ	基幹型 地域包括支援センター	泉町1-3-40 吹田市役所低層棟1階（窓口番号151）

受付期間

令和7年3月3日（月）～令和8年2月27日（金）



【お問合せ先】 吹田市福祉部高齡福祉室支援グループ

電話 06-6384-1375 FAX 06-6368-7348

キリト

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所高齡福祉室
支援グループ 宛

（通院困難者タクシークーポン券）

郵送の場合は左側の送り先の住所、

必要額分の切手を封筒に貼ってください

（※申請書には介護保険被保険者証の写しを

必ず添付してください）